

改正 令和2年3月23日 原規放発第2003231号 原子力規制委員会決定

原子力施設における個人の信頼性確認の実施に係る運用ガイド（原規放発第1609073号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月23日

原子力規制委員会

原子力施設における個人の信頼性確認の実施に係る運用ガイドの一部改正について

個人の信頼性確認の実施に係る運用ガイドを別添新旧対照表のように改正する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別添 原子力施設における個人の信頼性確認の実施に係る運用ガイド 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>原子力施設における個人の信頼性確認の実施に係る運用ガイド</p> <p style="text-align: right;"><u>平成28年9月21日</u> 原子力規制委員会 <u>(最終改正：令和2年3月23日)</u></p> <p>1. 目的等 本ガイドは、以下の規定による確認（以下「個人の信頼性確認」という。）を実施するため、関連する規定の解釈及び個人の信頼性確認の判断基準その他必要な事項について示すものである。 (略) ・核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）<u>第2条の11の13</u>第2項第23号 (略)</p>	<p>原子力施設における個人の信頼性確認の実施に係る運用ガイド</p> <p style="text-align: right;"><u>平成31年3月1日</u> 原子力規制委員会</p> <p>1. 目的等 本ガイドは、以下の規定による確認（以下「個人の信頼性確認」という。）を実施するため、関連する規定の解釈及び個人の信頼性確認の判断基準その他必要な事項について示すものである。 (略) ・核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）<u>第2条の11の10</u>第2項第23号 (略)</p>

(参考)

原子力施設における個人の信頼性確認の実施に係る運用ガイド

イド

平成28年9月21日
原子力規制委員会
(最終改正：令和2年3月23日)

1. 目的等

本ガイドは、以下の規定による確認（以下「個人の信頼性確認」という。）を実施するため、関連する規定の解釈及び個人の信頼性確認の判断基準その他必要な事項について示すものである。

- ・核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和32年総理府・通商産業省令第1号。以下「製錬規則」という。）第6条の2第2項第23号
- ・核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。以下「加工規則」という。）第7条の9第2項第24号
- ・試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和32年総理府令第83号。以下「試験炉規則」という。）第14条の3第2項第23号
- ・研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号。以下「研開炉規則」という。）第86条第2項第28号
- ・実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号。以下「実用炉規則」という。）第91条第2項第28号
- ・使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成12年通商産業省令第112号。以下「貯蔵規則」という。）第36条第2項第24号
- ・使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和46年総理府令第10号。以下「再処理規則」という。）第16条の3第2項第26号
- ・核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成20年経済産業省令第23号。以下「一種埋設規則」という。）第62条第2項第23号
- ・核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下「二種埋設規則」という。）第19条の3第2項第23号
- ・核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和63年総理府令第47号。以下「廃棄物管理規則」という。）第33条の3第2項第23号
- ・核燃料物質の使用等に関する規則（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第2条の11の13第2項第23号

- ・核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成12年総理府令第125号。以下「受託貯蔵規則」という。）第3条第2項第16号
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第2号。以下「福島第一規則」という。）第17条第2項第28号

なお、本ガイドは、標準的な個人の信頼性確認の内容について示したものであり、個人の信頼性確認の実施主体となる核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第6条第1項に規定する製錬事業者、同法第16条第1項に規定する加工事業者、同法第23条の2第1項に規定する試験研究用等原子炉設置者、同法第43条の3の8第1項に規定する発電用原子炉設置者、同法第44条の4第1項に規定する再処理事業者、第51条の5第1項に規定する廃棄事業者、同法第55条第1項に規定する使用者、同法第60条第1項に規定する受託貯蔵者及び同法第64条の2第2項に規定する特定原子力事業者等（以下「確認実施原子力事業者等」という。）の判断によって、追加的な判断基準その他個人の信頼性確認の実施のために必要な事項を定め、運用することを妨げるものではない。

2. 定義

本ガイドで使用する用語は、原子炉等規制法並びに製錬規則、加工規則、試験炉規則、研開炉規則、実用炉規則、貯蔵規則、再処理規則、一種埋設規則、二種埋設規則、廃棄物管理規則、使用規則、受託貯蔵規則及び福島第一規則において使用する用語の例による。

3. 個人の信頼性確認が必要となる原子力施設

個人の信頼性確認が必要となる原子力施設は、確認実施原子力事業者等が設置する以下の原子力施設とする。

- －原子炉等規制法第3条第2項第2号に規定する製錬施設
- －原子炉等規制法第13条第2項第2号に規定する加工施設
- －原子炉等規制法第23条第2項第5号に規定する試験研究用等原子炉施設
- －原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設
- －原子炉等規制法第43条の4第2項第2号に規定する使用済燃料貯蔵施設
- －原子炉等規制法第44条第2項第2号に規定する再処理施設
- －原子炉等規制法第51条の2第2項に規定する廃棄物埋設施設又は同条第3項第2項に規定する廃棄物管理施設
- －原子炉等規制法第53条第2号に規定する使用施設等
- －受託貯蔵規則第1条第2号に規定する貯蔵施設（以下「受託貯蔵施設」という。）
- －原子炉等規制法第64条の2第1項に規定する特定原子力施設

4. 対象者

(該当条文：例として、実用炉規則から抜粋して記載。下線部は解説の対象となる該当部分を示す。以下同じ。)

二十八 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者（以下この号において「対象者」という。）について、次に掲げる措置を講ずること。

イ 次に掲げるところにより、あらかじめ、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての確認（以下この号において単に「確認」という。）を行うこと。

(1) 対象者の履歴、外国との関係及びテロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体（暴力団を含む。）との関係、事理を弁識する能力並びに特定核燃料物質の防護に関連する犯罪及び懲戒の経歴を調査し、確認を行うこと。

(2) 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者の性格等に関する適性検査その他必要な方法により調査し、確認を行うこと。

(3) あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じていることその他必要な事項を説明し、個人情報の利用について対象者の同意を得た上で確認を行うこと。

ロ 確認を行った結果、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ(3)に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とすること。ただし、有効期間内であっても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

ニ 証明書等の発行に係るイ、ロ及びハに掲げる措置は、業務上次に掲げる区域等のいずれかに常時立ち入ろうとする対象者について講ずること。

(1) 防護区域

(2) 安全保護装置周辺区域

(3) 第十四号ロに規定する区域

(4) 第十六号ハに規定する区域

(5) 見張人の詰所

(6) 監視所

(1) 個人の信頼性確認の対象者は、以下の者とする。

(1)-1 業務上表1の区域等に常時立ち入ろうとする者であって、証明書等の発行を受

けようとする者

表1 個人の信頼性確認を要する区域等

防護区域
実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第2条第2項第9号ハに規定する安全保護装置の周辺の区域
中央制御室外停止装置（例：実用炉規則第91条第2項第14号）の周辺に設置される障壁によって区画された区域 ^{※1}
防護区域外防護対象枢要設備（例：実用炉規則第91条第2項第16号、福島第一規則第17条第2項第16号）の周辺に設置される障壁によって区画された区域 ^{※2}
見張人の詰所（中央警備所）（例：実用炉規則第91条第2項第22号）
監視所（第二中央警備所）（例：実用炉規則第91条第2項第23号） ^{※3}

※1 対象は発電用原子炉施設及び特定原子力施設

※2 対象は発電用原子炉施設、再処理施設及び特定原子力施設

※3 対象は受託貯蔵施設以外の施設

(1)-2 特定核燃料物質の防護に関する秘密を業務上知り得る者（実用炉規則第91条第2項第27号等に規定する「業務上知り得る者」）の指定を受けようとする者

(1)-3 対象者が元請、下請事業者といった確認実施原子力事業者等以外の事業者に属する者である場合であっても、確認実施原子力事業者等が個人の信頼性確認を行うものとする。

(2) 前述の個人の信頼性確認は、次に掲げる場合には適用しない。

(2)-1 公務員（公務員以外の者で法律又は条例に基づき権限を行使する者を含む。）が法律、条例又は地方公共団体との協定に基づき立ち入り、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を取り扱う場合。なお、身分証明書や、権限を証する書面を適切に確認するほか、疑義がある場合には、立ち入らせる前に、来訪者の申し述べる官公署等の電話番号を別途インターネットで確認して、来訪者が所属しているか否か、権限を与えられているか否かを問い合わせる等の措置をとること。

(2)-2 警察官若しくは海上保安官又は治安出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が制服若しくは制服に準ずる活動用の服装をし、又は所属する組織が明らかな自動車、船舶等に乗っている場合

(2)-3 現に妨害破壊行為等が発生した直後に、私服の警察官又は海上保安官が捜査のため立ち入る場合

5. 個人の信頼性確認の方法

(1) 核物質防護管理者の役割

個人の信頼性確認は、原子炉等規制法に基づき選任された核物質防護管理者の監督の下で実施する。なお、個人の信頼性確認の実施に当たり必要となる検査等（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示（平成28年原子力規制委員会告示第8号。以下「自己申告事項等告示」という。）において規定するアルコール等検査並びに5.(5)に示す面接及び適性検査をいう。以下同じ。）の実施及び対象者が6. に示す判断基準に該当せず、4.(1)-1 に示す証明書等の発行又は4.(1)-2 に示す業務上知り得る者の指定を行うことの判断については、核物質防護管理者が行うほか、核物質防護管理者から権限の委任を受けた者が実施する方法を妨げない。ただし、対象者が6. に示す判断基準に該当しないと判断できない場合や、検査等において特別な必要を要する場合にあっては、核物質防護管理者が自ら確認する体制とする。

(2) 外部委託

個人の信頼性確認の実施に当たっては、確認実施原子力事業者等が、その一部について外部委託を行うことを妨げないものとする。ただし、外部委託を行うに当たっては、以下の点について留意することとする。

- －個人の信頼性確認は、確認実施原子力事業者等の責任において行われるものであること。
- －外部委託先が個人の信頼性確認を実施するために必要となる知識及び経験を有することを確認すること。
- －外部委託先において個人の信頼性確認の実施責任者を定める等、実施体制の構築が必要であること。

(3) 個人の信頼性確認の実施の時期

二十八 証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けようとする者（以下この号において「対象者」という。）について、次に掲げる措置を講ずること。

イ 次に掲げるところにより、あらかじめ、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かについての確認（以下この号において単に「確認」という。）を行うこと。

個人の信頼性確認は、防護区域等への常時立入りのための証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を行う前に実施する。

(4) 個人情報取得

二十八 (略)
イ (略)

(1) 対象者の履歴、外国との関係及びテロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体（暴力団を含む。）との関係、事理を弁識する能力並びに特定核燃料物質の防護に関連する犯罪及び懲戒の経歴を調査し、確認を行うこと。

(2) 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者の性格等に関する適性検査その他必要な方法により調査し、確認を行うこと。

(4)-1 個人情報の取得に当たっては、確認対象者のプライバシーに配慮し、妨害破壊行為等を行うおそれがあるか否か又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあるか否かという観点から、以下の内容を確認するために必要な項目に限定し、自己申告書及び申告内容を証明する公的証明書類等の提出又は提示を求めることとする。

①身分や経歴といった履歴に偽りがないか

②我が国の安全を害するおそれのある外国、テロリズムその他の犯罪行為を行うおそれのある団体や暴力団といった悪意ある外部の者からの働きかけに応じてしまうおそれがないか

③事理を弁識する能力を有しているか

④過去に核物質防護上の犯罪歴や懲戒歴がないか

(4)-2 確認対象者に係る個人情報及び当該情報に係る公的証明書類等については、自己申告事項等告示に定める内容を記載した自己申告書について、対象者から提出を求める。

(4)-3 自己申告事項等告示に基づき自己申告書を提出するに当たっての留意事項は以下のとおりとする。

①自己申告事項等告示第2条の表の住民票記載事項証明書等については、本籍地の記載は都道府県のみでよいものとする。

②自己申告事項等告示第2条の表第11号の事項を確認するための書類を外国籍の者が提出する場合、破産手続の開始決定の通知の有無については、誓約書をもって代えることができるものとする。

③自己申告書の提出の際、自己申告事項等告示第2条の表に規定する「その書類」であって原本を提出することが困難である書類（例：第1号、第2号及び第4号の個人番号カード並びに第9号の旅券）については、写しを提出するものとし、5.(5)に基づき実施する面接において、原本を確認することとする。

④個人番号カードについては、行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第20条の規定に基づき、確認実施原子力事業者等は、個人番号を書き写したり、個人番号が記載された個人番号カードの裏面の写しを取らないよう留意するものとする。また、個人番号カードの写しを受ける場合には、個人番号カードの表面の写しのみを受けることで足り、個人番号が記載されている個人番号カードの裏面の写しを受けないものとする。

(5) 面接及び適性検査の実施

二十八 （略）

イ （略）

(1) （略）

(2) 原子力規制委員会が定めるところにより、申告書その他の書類の提出又は提示を求める方法、対象者との面接、対象者の性格等に関する適性検査その他必要な方法により調査し、確認を行うこと。

(5)-1 確認実施原子力事業者等は、対象者から提出のあった個人情報の内容を確認した後、面接及び適性検査を行う。

(5)-2 適性検査は、対象者について、性格や行動面の特徴を把握するために実施する。適性検査の実施に当たっては、確認実施原子力事業者等が適切な適性検査の手法を選択し、実施することとなる。

(5)-3 確認実施原子力事業者等は、面接及び適性検査の実施によるほか、申告内容の確認のため、自らが保有する対象者に関する核物質防護上の過去の懲戒歴等の情報を活用できるものとする。

(6) 対象者への事前同意の取得

二十八 （略）

イ （略）

(1)・(2) （略）

(3) あらかじめ、対象者に対し、確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用を防止する措置を講じていることその他必要な事項を説明し、個人情報の利用について対象者の同意を得た上で確認を行うこと。

(6)-1 個人の信頼性確認に当たり、必要な個人情報の利用を行うことについて、確認対象者から同意を得る。

(6)-2 また、個人の信頼性確認の実施に当たり取得した個人情報、個人の信頼性確認を行った結果（個人情報の利用の同意の有無を含む。）等については、情報漏えい及び目的外使用の防止に関する措置を講じていることを説明する。

6. 判断基準

二十八 （略）

イ (略)

ロ 確認を行った結果、対象者について、妨害破壊行為等を行うおそれがあり、又は特定核燃料物質の防護に関する秘密を漏らすおそれがあると認められる場合（イ(3)に規定する同意が得られない場合を含む。）は、対象者に対し、証明書等の発行及び業務上知り得る者の指定を行わないこと。

(1) 確認実施原子力事業者等は、自己申告書の内容、申告内容を証明する公的証明書類等、面接及び適性検査の結果その他の情報を総合的に勘案して、以下に該当するときには、対象者に係る防護区域等への常時立入りのための証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を行わない。

－自己申告、証明書類と面接での応答等に整合がなく、身分や経歴等、自己申告事項を偽っていると認められる場合（5. (4)-1 ①）

－破産者で復権を得ないものなど、経済的に極めて困窮していると認められる場合（5. (4)-1 ②、③）

－テロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体及び暴力団その他の悪意ある外部者との日常的な接触が認められる場合（5. (4)-1 ②）

－事理を弁識する能力が十分でないと認められる場合（5. (4)-1 ③）

－施設・設備の損壊や防護情報の漏えいを意図的に行うなど、過去に核物質防護上の重大な非違歴を有している場合（5. (4)-1 ④）

－その他総合的に勘案して妨害破壊行為等を行うおそれ又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれが高いと判断される場合（5. (4)-1 ①～④）

(2) 適性検査の結果については、総合的な判断を行う際の参考資料として使用するにとどめ、本検査の結果のみで否認は行わないものとする。

7. 結果の通知と苦情の申出手続

(1) 確認実施原子力事業者等は、個人の信頼性確認の結果について、対象者に対し通知を行う。

(2) 結果が否認となった場合については、その理由を付して通知する。ただし、詳細な判断基準については、否認の根拠となった項目のみにとどめるなど、概略について通知するものとする。

(3) 確認実施原子力事業者等は、個人の信頼性確認の結果等に関して対象者から苦情の申出があった場合の体制を整備するとともに、当該結果と併せてその旨を通知するものとする。

8. 有効期間

二十八 (略)

イ・ロ (略)

ハ 証明書等及び業務上知り得る者の指定の有効期間は、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から起算して五年以内とすること。ただし、有効期間内であっても、事情の変更により特別の必要が生じたときは、改めて確認を行うこと。

- (1) 有効期間は、防護区域等への常時立入りのための証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定の日から5年以内の日とする。
- (2) なお、有効期間内に、自己申告事項等告示に基づき、変更の申出が必要な自己申告事項に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出するよう、あらかじめ確認対象者に通知するものとする。
- (3) 有効期間内であっても、対象者から自己申告事項等告示に基づく自己申告事項の変更の申出があった場合や、確認実施原子力事業者等が第三者から対象者に係る情報を得た場合等であって、以下に該当するときは、事情の変更により特別の必要が生じたときに該当するものとして、改めて個人の信頼性確認を行うものとする。
 - －妨害破壊行為等を行うおそれがある又は特定核燃料物質の防護に関する秘密の取扱いを行った場合にこれを漏らすおそれがあると疑われる新たな事実が確認された場合
 - －自己申告事項の内容に個人の信頼性確認の結果に影響を及ぼす可能性のある変更が生じたと疑われる新たな事実が確認された場合
- (4) 8. (3)に基づき改めて個人の信頼性確認を行った場合の有効期間は、改めて防護区域等への常時立入りのための証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を受けた日から5年以内の日とする。
- (5) 対象者が、同一原子力施設内において、4. (1)-1又は4. (1)-2に掲げる者として個人の信頼性確認を受け、有効期間内において、新たに別の対象者に該当する場合にあつては、改めて個人の信頼性確認を行うことを要しないものとする。(例：過去に防護区域等への常時立入りのための証明書等の発行を受けた者が、有効期間内において業務上知り得る者の指定を受けようとする場合には、改めて個人の信頼性確認を行う必要はない。)
- (6) ある原子力施設で個人の信頼性確認を受けた者が他の原子力施設で就業する場合には、「9. 個人情報及び個人の信頼性確認の結果の共有」に従うものとする。

9. 個人情報及び個人の信頼性確認の結果の共有

対象者から取得した個人情報は、当該対象者の就業に当たり個人の信頼性確認を要

する原子力施設間（確認実施原子力事業者等が異なる場合を含む。）で共有してよいものとするが、当該個人情報に基づく面接及び適性検査の実施の要否並びに個人の信頼性確認に係る最終的な判断については、対象者が就業する原子力施設ごとに行うものとする。具体的な運用は、以下(1)～(4)のとおり。

- (1) ある原子力施設（A施設）において個人の信頼性確認を受けた者が、別の原子力施設（B施設）においても個人の信頼性確認が必要となった場合には、有効期間内である場合に限り、B施設を管理する確認実施原子力事業者等は、A施設において提出された個人情報について改めて対象者に提出を求める必要はなく、各原子力施設を管理する確認実施原子力事業者等の間で、A施設における個人の信頼性確認の結果（実用炉規則第91条第2項第28号ハ等に規定する「事情の変更」の結果も含む。）を含め当該対象者の個人情報等を共有してよいものとする。
- (2) 9. (1)の個人情報等の共有に当たっては、あらかじめ対象者の同意を必要とする。
- (3) 変更がある自己申告事項及び公的証明書類等は、改めて提出が必要となる。
- (4) ただし、共有した個人情報等を踏まえた面接及び適性検査の実施の要否並びに個人の信頼性確認に係る最終的な判断については、B施設を管理する確認実施原子力事業者等が行うものとする。この場合の有効期間は、A施設における証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を行った日から5年以内の日とする。
- (5) 6. (1)に該当する者として、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を行わなかった者及び個人情報の利用について同意を得られなかった者に係る情報の取扱いについては、防護措置上及び公益上の必要があると認めるときに限り、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第16条第3項第2号及び第23条第1項第2号に基づき、当該者に係る情報を共有することができるものとし、この場合、共有する情報は、原則として「氏名」、「生年月日」及び「所属事業者名」に限定することが適切である。

10. 情報の管理

（記録）

第六十七条 法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。

記録事項	記録すべき場合	保存期間
一～十 (略)	(略)	(略)
十一 第九十一条に規定する防護措置の記録		

イ (略) ロ 第九十一条第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域へ立ち入ろうとする者への同項第五号イ及びロに規定する <u>証明書等の発行の状況及びその担当者の氏名</u> ハ～ト (略) チ 特定核燃料物質の防護に関する <u>秘密の範囲及び業務上知り得る者の指定の状況</u> リ (略) 十二・十三 (略)	発行の都度 (略) 指定の都度	五年間 (略) 全ての特定核燃料物質の取扱いを終了するまでの期間
2～7 (略)		

- (1) 確認実施原子力事業者等は、実用炉規則第67条第1項の表第11号ロ、チ等に基づき、証明書等の発行又は業務上知り得る者の指定を行った者の名簿を作成し、管理するものとする。

二十七 特定核燃料物質の防護のために必要な措置に関する詳細な事項は、当該事項を知る必要があると認められる者以外の者に知られることがないよう管理すること。この場合において、次に掲げる特定核燃料物質の防護に関する秘密については、秘密の範囲及び業務上知り得る者（以下この項において単に「業務上知り得る者」という。）を指定し、管理の方法を定めることにより、その漏えいの防止を図ること。

- (2) 確認実施原子力事業者等は、個人の信頼性確認の実施に当たり取得した個人情報、個人の信頼性確認を行った結果（個人情報の利用の同意の有無を含む。）、10.(1)に基づき作成した名簿等の漏えい及び不適切な利用を防止するため、実用炉規則第91条第2項第27号等に基づき、厳格に管理するものとする。